

新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ



市では、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、新たに準備担当を設け、接種体制の構築を進めています。引き続き、国や東京都、関係機関などと連携を図り、ワクチンの供給が可能となった時点で、迅速に接種が行えるよう準備を進めていきます。スケジュールなどが決まりましたら、市報や市HPで順次お知らせします。

市新型コロナウイルスワクチン接種に関する専用ダイヤル

☎ 03-5369-3904 (通話料有料)

🕒 3月1日(月)から当面の間

(月)～(土)午前8時30分～午後7時 ※(祝)・(休)を除く

新型コロナウイルスワクチン接種に関する専用HP

〈西東京市新型コロナウイルス接種掲示板〉

3月1日(月)から、新型コロナウイルス接種に関する情報をお知らせしています。



□接種対象

16歳以上の方

※原則として、接種日の時点で西東京市に住民登録のある方

□接種順位

ワクチン供給量の関係から、国の定める接種順位に基づき、接種が行われる見込みです。

①医療従事者等

②高齢者(昭和32年4月1日以前に生まれた方)

③高齢者以外で基礎疾患を有する方

④高齢者施設等で従事されている方

⑤60歳～64歳の方

⑥その他の方

□接種の開始時期

最初は、①の方への接種が行われます。

②の方への接種の開始は、早くとも4月1日以降になる見込みです。

具体的な接種時期については、決まり次第お知らせします。

□接種場所

原則として、西東京市民の方は、市内の医療機関や市が設ける接種会場で接種を受けることができます。

※市内の接種場所は、現在調整中です。

□特別な事情により市内で接種を受けることができない方

次のような特別な事情がある場合は、西東京市以外でもワクチン接種を受けることができます。

●市外の医療機関に入院中の方

●市外の施設に入所中の方

●市外の医療機関で治療を受けている基礎疾患を有する方

●やむを得ない事情により市外にお住まいの方

※具体的な手続については、詳細が決まり次第お知らせします。

□クーポン券(接種券)の発送

ワクチンを接種するには、接種券が必要となります。

②の方には、3月下旬ごろに発送する予定です。

③～⑥の方は、接種時期が近づきましたら、順次、個別に発送する予定です。

□接種費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

□接種を受ける際の同意

新型コロナウイルスの接種は強制ではありません。本人による同意がある場合に限り、接種が行われます。

ワクチン接種に関する詐欺にご注意ください。市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活にお困りの方へ

家賃の支払いが困難な方へ

住居確保給付金の延長回数および再支給申請について

在住で就労意欲があり、新型コロナウイルスの影響で収入減少・離職などにより住まいをなくした方、またはそのおそれのある方に、賃貸住宅の家賃(管理費・共益費等を含まない)として住居確保給付金(原則3カ月)を支給(代理納付)しています。

収入や預貯金額などの要件があります。申請方法や詳細は12月15日号または市HPをご覧ください。

◆支給期間の延長回数について

要件を満たしている場合、申請を行うことで、支給期間を延長(引き続き支給)することができます。

令和3年3月31日(水)までに新規申請した方は3カ月の延長を3回まで行えます(最長12カ月支給)。

◆受給が終了した方の再支給の申請について

国の制度改正により、一度受給が終了した方でも、要件を満たしている場合、再支給の申請が可能となりました。再支給期間は3カ月です。

□申請期限 令和3年3月31日(水)

📞生活サポート相談窓口 ☎042-420-2809

▶地域共生課 📞042-420-2808

生活資金にお困りの方へ

個人向け緊急小口資金等特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで、生活資金にお困りの方々に向けた特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)を実施しています。申請には期限があります。お早めの申請をお願いします。

□貸付上限 ●緊急小口資金…1世帯月20万円[※]

●総合支援資金…単身世帯月15万円[※]、2人以上世帯月20万円[※]

□申請期限 令和3年3月31日(水)[※](予定)

□申請方法 必要書類を郵送または直接📍へ

◆緊急小口資金および総合支援資金の貸付が終了となった方へ

総合支援資金の再貸付を実施します。

※同様に、令和3年3月31日(水)まで申請受付予定

再貸付の具体的な実施時期および内容は、決定次第、📍のHPでお知らせします。

※最新情報は、📍のHPまたは電話でご確認ください。

📍・📍 社会福祉協議会生活福祉資金担当

〒188-0011田無町5-5-12田無総合福祉センター内

☎042-497-5071 (平日午前9時～午後4時)

※駐車場はありません。公共交通機関などをご利用ください。

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き) 処理の誤りに関する対応

▶高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル📞

☎042-420-2867 🕒平日午前8時30分～午後5時

本件の対象となる方に、お手続の書類等を発送しています。

納付対象の方は、令和3年2月1日が納期限となっておりますが、ご納付いただけない場合、令和3年8月分の年金から天引きされる介護保険料に不足分を加えて徴収いたします(令和3年度の介護保険料決定通知書と合わせてお知らせいたします)。

また、還付対象の方でまだお手続をしていただいていない方につきましては、還付金の受取手続をお願いいたします。

本件について、ご不明な点がございましたら、お手数ですが上記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

■所得税の確定申告について

令和2年中にご納付いただいた介護保険料額は、令和2年分の所得税の確定申告において、社会保険料控除の対象となります。

今回の誤りの対象となる方につきましては、公的年金等の源泉徴収票に記載された介護保険料の額と、実際にご納付いただいた介護保険料の額に差異が生じています。

所得税の確定申告の際には、還付対象の方へお送りした介護保険料還付(充当)通知書、納付対象の方へお送りした介護保険料納入通知書、並びに令和元年度および令和2年度それぞれの納入通知書(介護保険料額決定通知書)を資料としてご利用ください。

また、令和2年中にご納付いただいた介護保険料の合計額を記載した「介護保険料納付確認書」も発行しますので、必要な方は、恐れ入りますが、左記専用ダイヤルへご連絡ください。

「還付金」詐欺・「振り込み」詐欺にご注意ください

★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。

★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。